

消防出初式

1月7日(土)、志賀町消防出初式が志賀町防災公園で行われ、町消防団16分団員や志賀消防署員、関係者300人が集結し、防火防災の決意を新たにしました。観閲式と功労団員への表彰式の後、サイレンを鳴らしながら、消防車両が神代川へ行進しました。指揮官の合図で神代区側から高浜地区側へ向け、一斉放水を実施しました。

石川県知事定例消防表彰

【消防職員 功労章】

北山 悟

(羽咋都市広域圏事務組合・消防司令補)

【消防職員 永年勤続功労章】

飯田 雅大

(羽咋都市広域圏事務組合・消防司令補)

【消防団員 功労章】

小林 学

(志賀町消防団 団本部・副団長)

【消防団員 永年勤続功労章】

川上 英隆 (堀松・団員)

北岡 甚八 (福浦・班長)

薄川 政和 (西海・団員)

飯山 和浩 (稗造・団員)

志賀町長表彰

【退職団員感謝状 (15年以上)】

櫻井 俊一 (元町消防団本部・副団長)

石田 眞悟 (元土田副分団長)

浦 和也 (元福浦分団長)

中山 修 (元西浦分団長)

呉比誠太郎 (元福浦分団部長)

若宮 秀平 (元東増穂分団班長)

【優良分団表彰】

上熊野分団

西増穂分団

志賀町消防団長表彰

【優良団員 (5年以上)】

奥下 雅士 (西増穂・団員)

川端 隼平 (土田・団員)

小林 亮太 (熊野・団員)

山崎 圭太 (加茂・団員)

東 拓郎 (高浜・団員)

大森 翔太 (土田・団員)

泉 貴大 (高浜・団員)

瀧田つばさ (上熊野・団員)

高井 貴志 (上熊野・団員)

平野 元紹 (堀松・団員)

橋爪 光輝 (富来・団員)

志賀消防署 火災・救急・救助は119番!

STOP! ガス火災事故

毎年、ガスによる火災や事故が発生しています。ガスによる事故を予防するため、ガス器具の維持管理やガス漏れ時の対応について確認しましょう。

point1 換気をする

- ・ガス使用時は、窓を開放し十分に換気する。

point2 火元から離れない

- ・火元から目を離さず、離れる場合は、火を消してガス栓を閉める。

point3 日頃から清掃する

- ・グリル内に油かすなどが溜まっていないか。
- ・こんろの周りに、燃えやすい物を置いていないか。

point4 火を消したらガス栓も

- ・元栓を完全に閉めてあるか。

【ガス臭いと感じたら?】

- ・火気は絶対に使用せず、スイッチ類にも触れない!
- ・窓を開けて換気する!
- ・すべてのガス栓(元栓)や屋外メーターガス栓、容器のバルブを閉める!
- ・ガス業者に早急に連絡する!

☎志賀消防署 32-1776 ☎富来分署 42-1211

宝くじコミュニティ助成事業

自主防災組織に防災資機材を配備

宝くじの社会貢献広報事業のコミュニティ助成事業で、末吉自主防災会、矢蔵谷区自主防災会に防災資機材を配備しました。

この事業は、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。配備した資機材は「トランシーバー、投光器、発電機、リヤカー、救助工

具」など、災害時の避難や救助活動に役立つものです。

▲末吉自主防災会の防災資機材

▲矢蔵谷区自主防災会の防災資機材

住民税・所得税の申告案内

申告期間

2月16日(木)から3月15日(水)まで

この申告は、住民税(町県民税)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定の基礎となるほか、所得証明書等の交付に必要となる重要な手続きですので、申告が必要な人は、期間内に必ず申告してください。

町の申告相談について

住民税申告および所得税確定申告(税務署で確定申告が必要な人以外)を受付します。

次ページの申告フローチャートで申告が必要かを確認してください。

町の申告相談日程表で会場、対象地区、受付時間などを確認してください。

◆ 住民税申告に関すること

志賀町役場税務課 住民税担当

☎ 0767-32-9142

詳しくは →



税務署の申告相談について

所得税の確定申告を2月16日(木)から受付します。**入場整理券が必要**です。(会場で当日分を配付、または国税庁のLINE公式アカウントでオンライン事前発行もできます。)

申告書作成については、職員がサポートします。

◆ 所得税確定申告に関すること

七尾税務署 ☎ 0767-52-3381

国税庁のLINE公式アカウント友だち追加は →



確定申告のe-Tax(電子申告)利用について

パソコンやスマホをお持ちの人は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から電子申告をお勧めします。申告期間中24時間利用可能、添付書類を省略できる、還付が早いなどのメリットがあります。**マイナンバーカード**などが必要です。

◆ e-Taxに関すること

e-Tax
ホーム
ページ →



申告に必要なもの <チェックリスト>

▶ 本人確認書類 「マイナンバーカード」または「通知カード+運転免許証など」

▶ 収入や経費の分かるもの

源泉徴収票(給与、公的年金などがある人)

収支内訳書(営業、農業、不動産収入がある人) ⇒ **相談前に自分で作成が必要**

収支内訳書作成に使った帳簿、領収書、組合集計表など

保険満期の通知や個人年金の受取金通知など(保険会社などが交付)

その他の収入で収入や経費の分かるもの

▶ 控除額の分かるもの

社会保険料の控除証明書(国保税、国民年金、介護保険料など)

生命保険料・地震保険料の控除証明書

医療費控除の明細書 ⇒ **相談前に自分で作成が必要**

【注意】 医療費通知に記載された医療費の額のうち、令和4年中に支払った医療費の額が対象
医療費通知が無い場合、領収書を整理し、個人ごと、医療機関ごとに合計金額を記入

医療費控除の明細書作成に使った医療費通知、領収書、保険金など補てん金額の分かるもの

障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など(障害者控除に必要)

寄附金受領証明書など(寄附金控除に必要)

▶ その他の書類

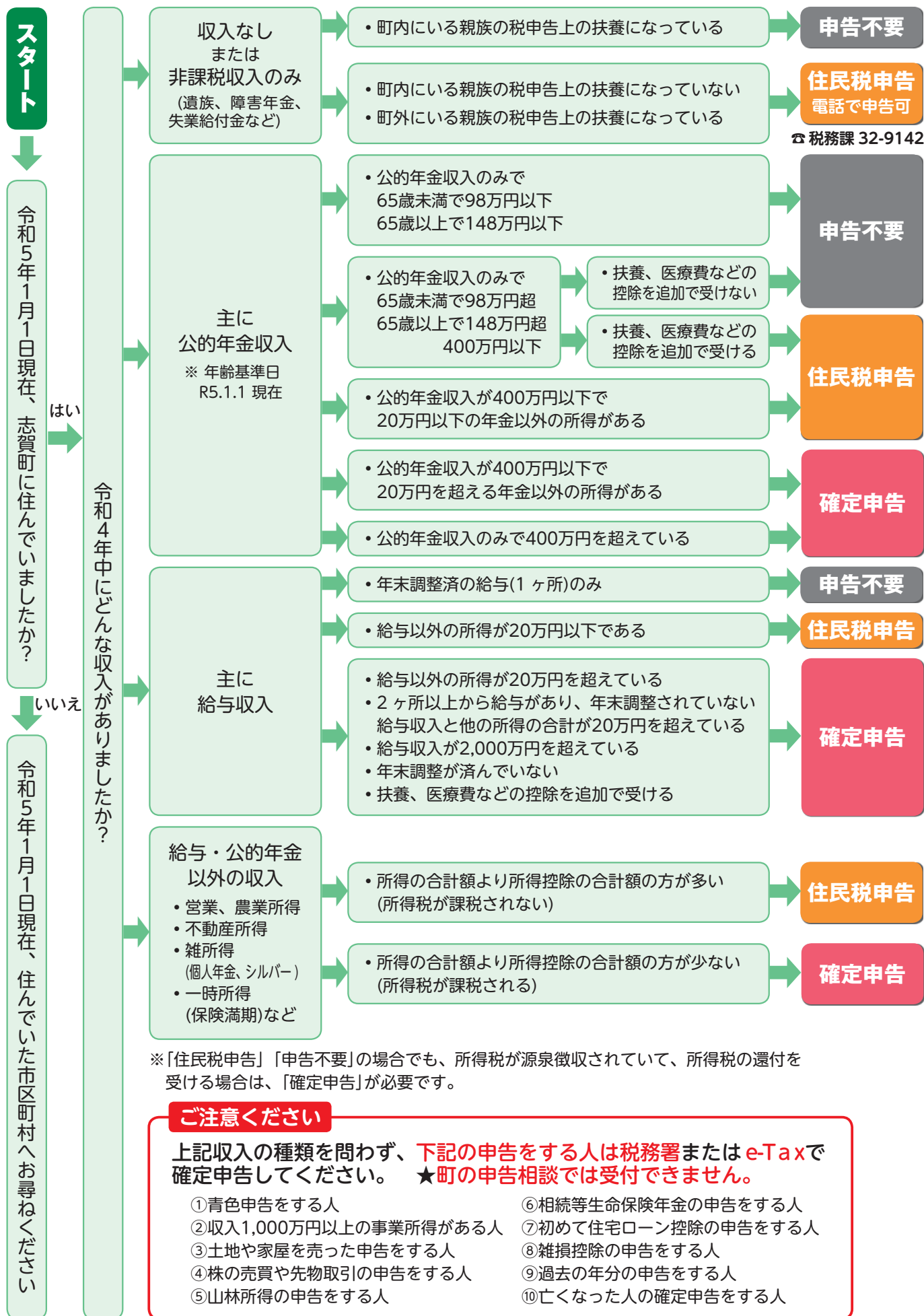
所得税の還付がある人は口座番号の分かるもの

税務署から届いた「確定申告のお知らせハガキ」・「利用者識別番号等の通知書(A4)」

して
確認ください

申告フローチャート

このフローチャートは、「確定申告」「住民税申告」「申告不要」を判断する目安です。申告者の状況によって、必ずしも当てはまらない場合があります。ご不明な点は、お問い合わせください。



町の申告相談日程表

★税務署またはe-Taxで確定申告した人は、町の申告相談は不要です。

申告会場	相談日	受付時間(午前9時～午前11時30分)	受付時間(午後1時～午後3時30分)
		対象地区	対象地区
役場富来支所 (富来活性化センター)	2/16 木	熊野 (草木・荒屋・谷神・三明)	熊野 (中畠・豊後名・中山・日下田・町居・日用・六美)
	2/17 金	福浦 (丹和)	福浦 (日和山・町波・水の澗・和光台)
	2/20 月	東増穂 (里本江)	東増穂 (八幡・八幡座主・中泉・給分・中浜・相神・草江)
	2/21 火	西増穂 (酒見)	西増穂 (大福寺・栢木・稲敷・香能)
	2/22 水	西浦 (鹿頭)	西浦 (赤崎・小窪・笹波・前浜)
	2/24 金	西海 (西海風無)	西海 (西海風戸・西海千ノ浦・西海久喜)
	2/26 日	福浦・熊野・西海・西浦地区	富来・稗造・東増穂・西増穂地区
	2/27 月	稗造 (広地・東小室・貝田・大西・江添・田中・和田・今田・八千代)	稗造 (尊保・楚和・阿川・入釜・鶴野屋・地保・切留・灯)
	2/28 火	富来 (富来領家町)	富来 (富来地頭町・富来高田・富来七海・富来生神・富来牛下)
×	3/1 水	会場移動日	
志賀町役場 (大会議室)	3/2 木	土田 (徳田)	土田 (館開・火打谷)
	3/3 金	土田 (矢田・印内・代田)	土田 (新林・牧山・仏木・谷屋・栗山)
	3/6 月	下甘田 (東谷内・上棚・二所宮・館)	下甘田 (福井・大坂・穴口・米浜)
	3/7 火	上熊野 (長田・釈迦堂・直海)	上熊野 (松木・小室・米町・田原・大笹・牛ヶ首・五里峠)
	3/8 水	加茂 (矢駄・倉垣・安津見)	堀松 (堀松・緑ヶ丘・梨谷小山)
	3/9 木	堀松 (北吉田・清水今江・神代)	堀松 (末吉・矢蔵谷・猪ノ谷・出雲・西山台)
	3/10 金	中甘田 (福野・長沢・坪野・宿女)	中甘田 (岩田・大島)・甘田
	3/12 日	志加浦・堀松・上熊野・土田地区	高浜・加茂・下甘田・中甘田・甘田地区
	3/13 月	志加浦 (川尻・町・志賀の郷住宅・安部屋・営団・ロイヤルシティ健康村)	志加浦 (上野・大津・小浦)
	3/14 火	志加浦 (百浦・赤住)	高浜 (1区～6区)
3/15 水	高浜 (7区～11区)	高浜 (旭ヶ丘・ハマナス・東旭・新大念寺・アスナロ・みらいとうぶ)	

◆「夜間相談」→ 2/24金 富来支所 と 3/10金 役場本庁 17時30分から20時まで(全地区対象)

◆「日曜相談」→ 2/26日 富来支所 と 3/12日 役場本庁 (平日申告できない人が対象) ※混雑します

◆ 地区指定日に都合が悪い場合は、指定日以外でも受付します。

◆ 3/1水は会場移動日のため、受付できません。



◆ “しかばす”で来場した人に、往復分の「回数券」を配付しますので、相談の際に申し出ください。

◆ 新型コロナ感染防止対策として、マスク着用・検温・アルコール消毒にご協力ください。

低所得の子育て世帯 に対する

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため、生活支援特別給付金を支給します。

区分	ひとり親世帯分 	ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 
支給対象者	<p>①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人</p> <p>②公的年金等を受給しているため、児童扶養手当の支給を受けていない人</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受けている人と同じ水準となった人</p> <p>※①の該当者には、令和4年6月29日(水)に支給済み</p> <p>※②または③に該当する人は、申請が必要</p>	<p>① ② の両方に該当する人</p> <p>① 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等 ※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象</p> <p>② ・令和4年度住民税（均等割）が非課税の人 ・令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人</p> <p>※①②に該当する人のうち、町の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人には、令和4年7月29日(金)に支給済み</p>

※両方の区分に該当する人は、どちらか一方の支給になります。

【支給額】 児童1人あたり **5万円** **【申請期限】** 令和5年 **2月28日(火)** 必着

第3子以降のお子さん
が入学する人へ

多子世帯 入学祝金

町では、第3子以降のお子さんの小学校、中学校、高等学校（各種学校）入学時に、祝金を交付しています。申告書に提出書類を添えて申請してください。申告書は本庁 子育て支援課または富来支所にあります。

対象	第3子以降の子を養育している人で、第3子以降の子が各学校入学時において、養育者および対象の児童・生徒が本町に定住して1年が経過している人。 ※本町での定住期間が1年未満の人はお問い合わせください。
祝金	10万円分の商品券 ※志賀スタンプ会または富来商工会のいずれかを選択
申請期間	入学した日から30日以内
提出書類	①祝金申告書 ②戸籍の謄本（入学する子が第3子以降とわかる戸籍） ※入学した日以後1カ月以内に発行したもの ③町税等納付状況調査同意書 ④入学したことが確認できる書類（入学式時に配布された名簿・在学証明書など） ※小・中学生は不要
その他	祝金の交付は5月以降となるため、入学準備品購入の支払いに祝金を使用したい場合は、「申立書」に必要事項を記入し、販売店（商品券が使用できる商店）へ提出してください。

※申告書は志賀町ホームページ（上記QRコード）からダウンロードできます。 **子育て支援課 ☎ 32-9122**